

—これからの障害福祉サービスの在り方について—

障害のある人たちが、その状態に関わらず、それぞれの地域の中で安心し、それぞれの想いが実現できる仕組みづくりのためには、障害のある人たち**本人を中心とした支援**を行うことを大原則とした上で、「権利擁護」「社会生活支援の推進」「重度化高齢化への対応」「専門性の向上」の視点を持つことに加え、「良質な福祉人材の確保・育成」と「サービスの質の評価の仕組みの構築」に向けた取り組みを行うことが必要不可欠と考えます。今後、**横断的、包括的、継続的**な議論を進めていただくよう提案します。

良質な福祉人材の確保・育成の推進

サービスの質の評価の仕組みの構築

住まいの支援

- 個々のニーズに基づく支援の提供、社会参加の促進、選択肢の拡大に向けた、施設入所支援と日中活動の役割の明確化
【障害者支援施設】
≫暮らしの場の充実と多様な日中活動等の利用促進
- どんなに重い障害があっても何歳になっても、安心して住まい続けることのできる住まい支援の専門性の向上
【施設入所支援】
≫夜間支援体制のさらなる充実
【グループホーム】
≫介護給付への移行と世話人の生活支援員への統一
- 個別性・QOL向上に向けた小規模化・ユニット化の促進
【障害者支援施設】
≫個室化、小規模化、ユニット化の促進
【障害児入所施設】
≫地域に根差した少人数の暮らしの場の創設
- 児童期から成人期への円滑な移行の推進
【障害児入所施設】
≫「自立支援システム」の構築と「自立援助ホーム」等の創設
- 発達期におけるサービスの役割と機能の整理
【児童発達支援センター・児童発達支援・放課後等デイサービス】
≫児童発達支援(センター・事業・放デイ)の役割・機能の整理
≫地域の中核を担うセンターの役割・機能の強化
≫教育現場等との連携

こどもの支援

社会生活の支援

- どんなに重い障害があっても、当たり前の日常生活を送ることができる体制の整備
【生活介護】
≫より役割と機能に即した名称の変更(「社会生活支援事業」)
【居宅介護・移動支援および送迎等】
≫移動支援のコミュニケーション支援も含めた個別給付への転換
- 個別ニーズへの対応と就労のさらなる促進
【就労系事業共通】
≫各事業の機能と役割の整理
- 福祉と他分野(教育・労働)の連携
【就労継続支援】
≫一般就労と就労支援サービスの併用による支援
≫福祉的就労未経験者の円滑利用
≫障害者就業・生活支援センターの在り方の見直し
≫就労アセスメントの分野を超えた共有・協働

働くことへの支援

- 地域の強みを活かした、ネットワークによる支援の促進
【基幹相談支援センター・地域生活支援拠点・基本相談・計画相談】
≫複数事業所のネットワークによる支援の推進と地域共生社会に向けた地域生活支援拠点の充実・強化
≫基本相談支援の充実とネットワークづくりにより力を入れることができる相談支援事業の安定運営に向けた報酬の検討

相談支援

本人中心

権利擁護

社会生活支援の推進

重度化高齢化への対応

専門性の向上